

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営のグローバル化と価値観の多様化が進むなかで、「アイデアで、満足を越えた"サプライズ"を創造する！」の経営方針のもと全てのステークホルダーからの信頼を高めるために、経営の透明性と健全性を確保したうえで、迅速な経営意思決定を行い必要十分な説明責任を果たしてまいります。また、業務執行に関する監督及び監査や適時適切な企業内容の開示をし、企業価値の向上に資することを基本方針としております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
白井商事株式会社	2,026,000	14.50
シライ電子工業従業員持株会	687,700	4.92
株式会社りそな銀行	408,000	2.92
白井総	391,400	2.80
白井治夫	378,480	2.71
白井由香	370,400	2.65
株式会社SBI証券	335,121	2.40
auカブコム証券株式会社	310,300	2.22
住友ベークライト株式会社	192,000	1.37
富国生命保険相互会社	144,000	1.03

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
-------------	-----------

決算期	3月
-----	----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
上中康司	他の会社の出身者													
五宝滋夫	他の会社の出身者													
大橋正彦	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上中康司				金融機関や証券会社における業務経験で培われた豊富な経験と幅広い見識に基づき、社外取締役として当社経営に対して助言やご指摘をいただけるものと判断いたしました。また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されていると判断し、独立役員として指定しております。

五宝滋夫				他社の監査役を歴任されたことなどによる優れた見識・経験を当社の監査体制に活かし、かつ、客観的な立場から社外監査役取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、独立役員としての独立性・客観性を十分確保されていると判断し、独立役員として指定しております。
大橋正彦				金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、実務及び専門的見地からの監査が期待でき、かつ、客観的な立場から社外監査役取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

## 【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新

なし

現在の体制を採用している理由 更新

社外取締役を活用して取締役会の監視・監査機能を強化し、モニタリング・モデルをより強く指向した機関構成をとることが可能であるためです。また、会社の内部統制システムに依拠して、組織的な監査を実施することを予定あり、内部監査室と月一回の定例会及び必要に応じて協議する機会を設けて、内部監査室を通じて、組織的な監査(内部統制システムが適切に構成・運営されているかを監視し、必要に応じて各部門に対して具体的指示をすること)を行うことを予定しているためです。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員である社外取締役の監督及び監査は、株主及び会社債権者を保護するために、一定の独立の立場から取締役会での議決権行使を通じて取締役の監督及び監査を実施する監査等委員である取締役の優位性、また、公認会計士監査は、厳格な独立性を保持し監査及び会計の職業的専門化としての公認会計士監査の能力的優位性、さらに、内部監査部門は、会社業務に精通しているという内部監査の優位性を相互に利用しあい、相互に連携を図るべきであるため、それぞれがコミュニケーション等を図る機会を定期的に設けております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

## 【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新

その他

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、現時点での取締役への報酬は固定報酬としておりますが、中長期的な視点で持続的に企業価値を向上させることへのインセンティブを付与する観点から、業績連動報酬制度の導入を積極的に検討してまいります。

## ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

2021年3月期 総額92百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

#### 1. 取締役の個人別報酬(金銭報酬)に関する基本方針

当社取締役(監査等委員である取締役を除く)の基本報酬は、月例の固定報酬とし、その金額は、当社の企業理念を实践し、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能することを目的とし、同業他社の動向及び水準、会社の業績、経営計画の達成度及び各担当の実績、従業員の給与水準等を考慮して総合的に判断するものとし、経済状況や社会情勢等も勘案して適宜見直しを図るものいたします。

#### 2. 取締役の個人別報酬額の決定に関する事項

当社取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別報酬額については、取締役会での決議に基づき、代表取締役社長に内容の決定を委任するものとし、代表取締役社長は株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、本基本方針及び当該決議を踏まえて配分するものいたします。

### 【社外取締役のサポート体制】

更新

取締役会ならびに監査等委員会開催の都度、原則として事前に関係書類を配布するほか、適時社内通知等の配布をするなど情報伝達に努めております。

### 【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
白井治夫	会長	知識・経験に基づく助言 社会貢献活動等(経営非関与)	非常勤、報酬有	2009/06/26	有り

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

2名

その他の事項

・代表取締役社長等を退任した者を顧問、相談役等に選任する場合は、取締役会において決定しております。

・「元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等」における、白井治夫氏及び白井総氏における「社長等退任日」には、当社の代表取締役会長の退任日を記載しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

当社は、2021年6月25日開催の第52回株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から、監査等委員会設置会社へと移行いたしました。この移行は、社外取締役から構成される監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役の取締役会での議決権行使を通じて取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実を図るものであります。

取締役会は、定例会議を毎月1回及び必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、業務執行に関する意思決定をするともに取締役の業務執行の監督及び監査を実施しております。有価証券報告書提出日現在7名の取締役(監査等委員である取締役を除く)及び3名の監査等委員である

取締役で構成され、議長は代表取締役大塚昌彦、メンバーは、取締役(監査等委員である取締役を除く)山中尊夫、宮崎信、曾我義治、竹中一宏、五藤学、白井基治及び監査等委員である取締役の上中康司、五宝滋夫、大橋正彦であります。

監査等委員会は、毎月1回及び必要に応じて随時開催し、監査方針の決定、会計監査人からの報告聴取、取締役等からのヒアリング等を行うとともに、重要会議の審議状況や監査結果等について監査等委員である取締役が相互に意見・情報交換を行い、監査の実効性の確保に努めることとしております。本報告書提出日現在3名の社外取締役である監査等委員で構成され、議長は上中康司、メンバーは五宝滋夫、大橋正彦であります。

経営会議は毎月1回開催し、各部門長からの計画及び実績の報告を受け、その進捗状況や課題についてモニタリングしております。有価証券報告書提出日現在7名の取締役(監査等委員である取締役を除く)で構成され、主催は代表取締役大塚昌彦、メンバーは、取締役(監査等委員である取締役を除く)山中尊夫、宮崎信、曾我義治、竹中一宏、五藤学、白井基治であります。また、監査等委員である取締役も必要に応じて出席し、意見を述べる体制としております。なお、関係者の出席として関係部門の部門長クラスの役席者が経営会議に出席しております。

グループJ-SOX推進委員会は、内部統制の基本的計画に沿った内部統制に係る実務を運営、管理する目的で設置される機関であり、取締役会において設置が決定されております。必要に応じて委員会を随時開催し、基本的計画に基づいた施策を立案・議決・実施し、且つ必要に応じてその状況を取締役に報告しております。委員長は取締役経営管理担当五藤学で、構成部署は当社内部監査室及び連結子会社である白井電子科技(香港)有限公司の内部監査室であります。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

監査等委員会設置会社は、代表取締役をはじめとする業務執行者(業務執行取締役や執行役員等)に対する取締役会の監督機能の強化を目的とする機関設計であり、監査役とは異なり、監査等委員となる取締役が取締役会での議決権行使を通じて監督することを目的としているためです。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知の発送は、株主総会の2週間前までに発送しなければなりません。が、当社は株主の出席の機会と十分な準備の時間的余裕を図る観点から、数営業日余裕を持って発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	新型コロナウイルスの影響も配慮しながら、株主総会の活性化を図る観点より、株主総会の集中日を可能な限り避けるように配慮しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	22年度以降の利用を検討しております。

### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	制定し、当社ホームページに掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	例年、第2四半期、決算期において会社説明会の開催を実施しておりますが、2021年3月期については、新型コロナウイルスの影響により、決算期の会社説明会の開催を中止いたしました。なお、決算説明会資料は、当社ホームページ「IR情報」に掲載しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上に「IR情報」のサイトを設け、IRについての諸情報(決算資料・適時開示資料・有価証券報告書等)を掲載しております。 [掲載URL <a href="http://www.shiraidenshi.co.jp/">http://www.shiraidenshi.co.jp/</a> ]	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営管理部 IR担当役員: 経営構造改革担当・経営管理担当 取締役 五藤 学	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社はインサイダー取引防止規程を定め、投資家情報の公平性、適時性の確保を図っております。また、担当者が東京証券取引所のセミナーに参加するなど、コンプライアンス遵守に努めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社の環境マネジメントシステムは、ISO14001の認証を取得し運用しております。環境目標を定めて環境保全活動に取り組むとともに、CSRマインドの醸成や内部統制の仕組みの構築に努めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主/投資家だけでなく、お客様・従業員・取引先・将来の世代(地域・国際)社会をステークホルダーと認識し、「ステークホルダーとのありたい姿」を明確にして、それぞれが必要とする情報を適時開示することをステークホルダーに対する情報提供に係る方針としております。

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

内部統制システムについては、取締役会にて決議している「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、法令の遵守、業務執行の適正性、効率性を確保するために、その体制を次のとおり整備しております。

イ 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社はコーポレートガバナンスの基本方針として、次の4つの項目を掲げております。

- (1) 企業理念の浸透に対する経営者のリーダーシップの発揮
- (2) 経営におけるチェックアンドバランス機能の確立
- (3) 高い倫理観に基づくコンプライアンス体制の構築
- (4) ステークホルダーへの積極的な情報開示とコミュニケーションの充実

取締役会は職務の執行が適正かつ健全に行われるために、コーポレートガバナンスの基本方針をベースとして、実効性のある内部統制システムの構築と法令・定款遵守の体制確立に努める。また、監査等委員となる取締役や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。

ロ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の意思決定又は取締役に対する報告に関しては、取締役会や経営会議の議事録、稟議決裁書等を作成し、「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保管かつ管理していく。

ハ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスクマネジメント規程、業務分掌規程や職務権限規程、その他の社内規程に従い、各取締役が担当の分掌範囲について責任を持ってリスク管理体制を構築する。リスク管理の観点から重要事項については取締役会の決議により規程の制定、改廃を行うこととする。

ニ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回、その他必要に応じて適時開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、取締役が出席する経営会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係わる意思決定を機動的に行う。各業務執行の責任者は、各職務分掌に基づきプロジェクト計画で決定している施策及び業務の執行を効率的に行うとともに、目標に対しての管理、改善を行っていく。

ホ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社と当社との情報管理体制を整備する。

(2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制を整備し、定期的に取締役会・経営会議等で子会社の職務状況を監視する。

(3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定期的に取締役会・経営会議等で職務執行状況を監視する。また必要に応じて当社の主管部門が適切な指導を行う。

(4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制・内部通報制度を整備する。また、監査等委員となる取締役や内部監査室による監査活動を通じて、当該体制の継続的改善を図る。

ヘ 当社の監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員である取締役と協議の上補助者を選任し、その補助者は監査等委員である取締役の指示がある場合はその指示に従う。

ト 当社の監査等委員である取締役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員である取締役の監査業務に係る使用人は取締役からの独立性を確保するため、当該補助人の人事異動及び人事考課を行う場合は、予め監査等委員となる取締役に相談し意見を求める。

チ 当社の監査等委員以外の取締役への報告に関する体制

(1) 当社の取締役及び使用人が監査等委員以外の取締役に報告するための体制

監査等委員以外の取締役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧する。

(2) 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員以外の取締役に報告するための体制

監査等委員以外の取締役を通報窓口として直接報告できる内部通報制度を整備する。

リ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の内部通報制度において、内部通報者に対し不利益な取扱いを行わないことを取り決め遵守する。

ヌ 当社の監査等委員以外の取締役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員以外の取締役の職務の執行に係る費用や債務は、当社予算制度の中で一定の独立性を担保する体制を構築する。

ル その他当社の監査等委員以外の取締役の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1) 取締役及び使用人は監査等委員以外の取締役の監査に対する理解を深め、またその環境の整備に努める。

(2) 監査等委員以外の取締役と内部監査室との定期的な協議の機会を設け連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

ヲ 財務報告の信頼性を確保するための体制

(1) 取締役はシライ電子工業グループにおける企業活動について財務報告に関わるリスクを認識し、その分類・分析・評価を行い、有効な統制活

動を構築し、推進する。

(2) 取締役は内部統制の構築及び評価を実施する組織を編成し、委員を指名する。

(3) 取締役は統制活動の有効性を評価し、その結果を適切に開示する。また、財務報告に関わる重要な不備を把握した場合、その是正に努めるとともに、適切に開示する。

(4) 取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して、取締役を適切に監督する。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループは行動規範を定め、社会秩序や安全、また健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力並びに団体に対しては毅然とした態度で臨み、そのような勢力並びに団体とは一切の関わりを持たないことを基本方針とする。

### 2. 整備状況

(1) 企業防衛対策協議会等に加盟し、定例会議に参加する他、近隣他社との情報交換に努めております。

(2) 必要に応じて弁護士、警察等の社外の専門家や関係機関と連携して対応する体制を整え、警察署や関係機関で開催されるセミナー・勉強会には積極的に参加することとしております。

(3) 新規取引開始時には、外部調査機関の活用及び取引金融機関・取引先等からの風評を必ず収集する体制を確立し、取引基本契約書には反社会的勢力との取引排除を謳って契約することとしております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

#### 該当項目に関する補足説明

現在は、買収防衛に関する具体的な取り組みは実施しておりませんが、株主及び株価の状況を常時注視しており、異常と思われる動きがある場合には、顧問弁護士及び主幹事証券会社をはじめとした顧問団よりアドバイスを受けられる体制を構築しております。

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況について、重要な会社情報は各部門の役席者を通じて情報取扱責任者であるIR担当役員に報告する体制となっております。IR担当役員はIR担当部門と共に、入手した情報を適時開示規則に基づき開示の要否を検討し、開示が必要と判断した場合は、速やかに取締役会にて決議を行い、遅延無く開示するよう努めております。

また、情報の伝達等につきましては、インサイダー取引の防止、情報の漏洩防止から、業務上必要な最低限の範囲にとどめております。

